

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和3年2月15日
発信課	税制課
担当者	上田 淳平
連絡先	電 話 0166-25-5604
	F A X 0166-27-2146
	E-mail zeisei@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 <input type="checkbox"/> 契約・入札 <input checked="" type="checkbox"/> 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	2月15日 ~ 3月8日
発表項目 (行事名)	あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）連続寄附者交流イベント業務についての公募型プロポーザルを実施します。
概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	<p>1. 趣旨及び目的 令和3年度において、本市へふるさと納税していただいた方のうち3年以上連続の寄附者を対象とした交流イベントを開催し、寄附金の活用実績の報告や寄附に対する感謝を伝えることでより本市を身近に感じていただくとともに、さらに本市との繋がりを深めていくことで、継続した本市のまちづくりに対する応援者の確保につなげるほか、地場産業の振興及び関係人口の増加など様々な施策への波及効果を高めることを目的として実施する。</p> <p>2. 公募日程 公 募 開 始：令和3年2月15日（月） 参加表明受付締切：令和3年3月8日（月） 参加要件確認通知：令和3年3月11日（木） 企画提案書提出期日：令和3年3月22日（月） ヒアリング日程（予定）：令和3年3月下旬</p> <p>3. 業務内容 ・イベント開催に向けた企画及び運営 ・参加者への案内業務 ・イベント用販促物の制作 等</p> <p>4. 履行期間 契約締結日から令和3年9月30日（木）まで</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	発表日時は令和3年2月15日以降としてください。

あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）連続寄附者交流イベント業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）連続寄附者交流イベント業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 趣旨及び目的

本市ではこれまで「寄附者から共感を得るための使い道の見える化・分かる化」、「公募による魅力的な返礼品の拡充」及び「寄附者の利便性向上のための寄附受付ポータルサイトの導入・拡大」などに取り組んできたことにより、年々ふるさと納税の寄附実績が向上しているところである。

令和3年度においては、本市へふるさと納税していただいた方のうち3年以上連続の寄附者を対象とした交流イベントを開催し、寄附金の活用実績の報告や寄附に対する感謝を伝えることでより本市を身近に感じていただくとともに、さらに本市との繋がりを深めていくことで、継続した本市のまちづくりに対する応援者の確保につなげるほか、地場産業の振興及び関係人口の増加など様々な施策への波及効果を高めることを目的として実施する。

第2 業務概要

1 業務名

あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）連続寄附者交流イベント業務

2 業務内容

別紙「あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）連続寄附者交流イベント業務内容」のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和3年9月30日まで

4 予算概要等

この業務に係る予算は10,870,750円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算に当たっては、予算の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務は行わないこととする。また、予算案の減額があった場合には、仕様等を変更することがある。

なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあっては、市はその損害について一切負担しない。

第3 契約担当部局

〒070-8525

旭川市6条通9丁目46番地総合庁舎2階

旭川市税務部税制課税制係

電話 0166-25-5604

FAX 0166-27-2146

e-mail zeisei@city.asahikawa.lg.jp

第4 参加資格要件

1 公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の全ての要件を満たしていること。

(1) 法人格を有していること。

(2) 市税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。ただし、本市に本社（本店）、支社（支店）又は営業所（以下「本社等」という。）が所在していない場合は、本社が所在する市町村において課された市町村税に滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- (4) 旭川市競争入札参加資格者にあつては、公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 平成30年度から令和2年度までの間に旭川市又は他の地方公共団体が主催するイベント業務（同規模以上のものに限る。）に係る契約を誠実に履行していること。
- (7) 個人情報保護のために必要な措置（プライバシーマーク（一財）日本情報経済社会推進協会が認定するもの）等の認証取得又は社内での情報セキュリティ方針の策定等を講じていること。

## 第5 参加表明手続

### 1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

#### (1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1） 1通

イ 市税（本市に本社等が所在していない場合は、本社が所在する市町村における市町村税）に滞納がないことの証明書 1通

※発行日が3か月以内のもの

ウ 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 1通

※発行日が3か月以内のもの

※管轄の税務署が発行する「納税証明書その3」

(2) 提出期限 令和3年3月8日（月）

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 郵送（必着）によること。

### 2 参加資格の確認等

#### (1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和3年3月11日（木）までに次に掲げる事項を記載した確認結果を通知するとともに、併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに当該理由について説明を求められることができる旨

(2) 参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求められることができる。

ア 提出期限 令和3年3月15日（月）

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 郵送（必着）によること。

(3) 委員長は、(2)の説明を求められたときは、令和3年3月18日（木）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

## 第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、次に定めるところ

により企画提案書を作成し、提出するものとする。

## 1 提案内容

企画提案は、別紙「あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）連続寄附者交流イベント業務内容」を十分に確認の上、次の事項について提案すること。

### (1) 事業者の業務遂行能力について

#### ア 事業者の概要（様式2）

- ・会社名
- ・事業内容
- ・担当部署所在地
- ・本社所在地
- ・資本金
- ・従業員数

#### イ 過去の同種又は類似の業務実績（様式3）

### (2) 企画の内容について

#### ア 基本コンセプト

#### イ 実施プログラム（会場の選定・ステージ企画・試食提供含む）

#### ウ 会場レイアウト（ブース・設備の配置含む）

#### エ 運営体制（寄附者対応・人員・スケジュール等）

#### オ 安全管理体制（新型コロナウイルス感染症対策含む会場内安全管理）

#### カ 広報業務

#### キ その他（自由提案）

## 2 企画提案書の書式

企画提案の提出は、企画提案書（様式4）に次の書類を添付して行うこと。

### (1) 企画提案書別紙

※A4判、片面印刷でページの通し番号を付すこと。

### (2) 積算内訳（様式5）

### (3) その他必要な書類

## 3 提出方法

### (1) 提出期限 令和3年3月22日（月）

### (2) 提出場所 第3に同じ。

### (3) 提出方法 郵送（必着）によること。

### (4) 提出部数 7部

## 4 企画提案書等の著作権等の取扱い

### (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

### (2) 市は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

### (3) 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市情報公開条例（平成17年旭川市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

## 第7 質疑応答等

### 1 参加表明書及び企画提案書等の作成について質問がある場合においては、次のとおり質問書により提出すること。

#### (1) 提出書類 質問書（様式6）

#### (2) 提出期間 令和3年3月18日（木）までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

#### (3) 提出場所 第3に同じ。

#### (4) 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。

### 2 1の質問書については、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、ファクシミリにより回答するものとする。また、併せて、旭川市公式ホームページ上に

当該回答内容を公表する。

## 第8 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 第9 企画提案の審査方法及び評価基準

### 1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、あさひかわ応援寄附金（ふるさと納税）連続寄附者交流イベント業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

### 2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

#### (1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ 機材等を使用する場合は、事前に申し出ること。（スクリーンは市で用意する。）

エ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

オ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

#### (2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。

### 3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

#### (1) イベントの企画内容に関する項目【配点100点】

ア 具体的な企画内容となっており、実行性の高い内容であるか。

イ 本業務の目的に即し、招待者から多くの参加希望が見込まれる魅力的な企画内容であるか。

ウ ステージイベント等含め、参加者と旭川市との交流が促進されるものであるか。

エ 訴求力ある販促物を制作し、旭川市を深く印象付けるとともに、デザインのまち旭川市をPRできるものであるか。

オ 旭川市及び旭川市ふるさと納税の魅力が伝わり、引き続き旭川市を応援していただける動機付けが図られる内容であるか。

#### (2) 事業者の業務遂行能力に関する項目【配点45点】

ア 業務を遂行する上で、十分な運営体制が確保されているか。

イ 参加者の安全を確保することが可能な計画となっているか。

ウ 業務を遂行する上で、トラブル等が発生した際には速やかに対応する体制であるか。

#### (3) 広報業務に関する項目【配点30点】

ア 多様な手法により幅広くかつ効果的な広報計画となっているか。

イ イベントの前後において旭川市ふるさと納税の知名度を上げるための広報展開の工夫がなされているか。

#### (4) 実施費用に関する項目【配点10点】

提示した業務委託予算額に対し、作業量及び業務内容の配分は適切であるか。

#### 4 受託候補者の特定

審査会において、各委員は、企画提案者ごとに3による評価基準に基づき採点を行い、この点数を当該企画提案者の評価点とする。

各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、各評価項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の評価項目において、最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとし、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

#### 5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全員に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかつた者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかつた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 (1)の通知があつた日から7日以内までの休日を除く、午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 郵送（必着）によること。

(3) 市長は、(2)の説明を求められたときは、求めがあつた日から14日以内に説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

#### 6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

(3) 受託候補者の特定理由

(4) 審査の経過及び審査員

### 第10 契約に関する基本事項

#### 1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

なお、新型コロナウイルス感染症並びに今後の社会情勢や財政状況の変化、その他不可抗力等により、市においてイベントの変更又は中止を判断した場合は、契約を変更又は解除する。その際の費用については、双方協議の上で決定する。

2 契約保証金 免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 後払いとする。

### 第11 その他

1 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第12 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和3年3月8日（月）
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和3年3月11日（木）
企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から 令和3年3月22日（月）
ヒアリング等	別途通知する。（令和3年3月下旬を予定）
企画提案書審査結果の通知	令和3年3月下旬（予定）
契約締結	令和3年4月中旬（予定）